

**新たな地域燃料流通に関する研究会（第2回）**  
**議事要旨**

【日 時】2025年12月19日(金)13:00～15:00

【場 所】経済産業省別館2階236共用会議室 及び Web (Teams)

【議 題】

- (1) SS過疎地の重点化と支援の強化について
- (2) 官公需の取組に関する方向性について

【委員】(五十音順・敬称略)

|    | 氏 名    | 所属・役職                 |
|----|--------|-----------------------|
| 座長 | 平野 創   | 成城大学経済学部 教授           |
| 委員 | 相沢 拓哉  | ENEOS株式会社 執行理事 販売企画部長 |
|    | 滝澤 紗矢子 | 東京大学大学院法学政治研究科 教授     |
|    | 筒井 一伸  | 鳥取大学地域学部 教授           |
|    | 原 聡子   | 日本テレビ放送網株式会社 報道局 デスク  |
|    | 平野 祐子  | 主婦連合会 副会長             |
|    | 廣井 悠   | 東京大学先端科学技術研究センター 教授   |
|    | 藤本 祐太郎 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士     |
|    | 三原 英人  | 愛媛県石油商業組合 理事長         |

【オブザーバー】

石油連盟  
全国石油商業組合連合会  
全国農業協同組合連合会  
内閣府地方創生推進事務局  
公正取引委員会事務総局取引部取引企画課  
総務省自治行政局過疎対策室  
総務省消防庁危険物保安室

【事務局】

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
株式会社日本能率協会総合研究所

## 【委員の主な意見】

### ＜SS過疎地のあり方＞

- 重点的に維持するSSの候補を国が選定するという点で、画期的な取組である。これまでSS過疎地の対策が進まなかった背景として、過去の調査では自治体においてSSに対する関心が必ずしも高くなかったのではないかと結果があったと理解しているが、国が特定のSSを自治体に直接提示し、取組を進めることは非常に意義深いものであり、総論として賛成である。
- 例えば、雪国であれば冬期は降雪等の影響で買い回る範囲が狭くなる一方で、幹線道路沿いの地域だと買い回る範囲は広がる等、地域ごとに異なる事情を考慮することは、競争法上の市場画定の考え方と齟齬はない。
- 地域ごとの事情を加味することは必要。例えば、雪国が集落単位で除雪を行う場合、ホイールローダーを用いるが、15 km/hしか出せないため、SS過疎地の定義のうち、距離を要件とした地域の場合、片道で1時間以上を要して給油する計算になるが、そうした地域と除雪の必要がない地域では考え方が異なるのではないか。
- 経済性のみ、あるいは人口のみで判断されることには懸念がある。国としても、高齢者といった脆弱な消費者を守っていくべきという大きな考え方にも留意すべき。
- どうしても経済性が機能しない一定の人口以下のエリアについては、AIやIoT等、別の手段で解決を図る方針を明確にしたうえで、本研究会では、実員によるSS運営で解決可能な地域を検討対象にすることで、切り捨てと受け止められない形で議論を進めた方がよいのではないか。
- 選定された地域ごとに事情が異なることや、選定された地域も時の経過に伴い事情が変わるので、将来どこかのタイミングで理解が得られない場面が出てくる可能性があるところ、それぞれの地域のストーリーが非常に重要になるのではないか。その前提として、根本的に、消費者や国民一人一人が燃料供給を享受する権利があることが、国民に伝われば理解がしやすい。
- 重点維持SSの選定について、基本的な考え方は良いが、ある程度絞り込んだ後は、最終的には丹念に一つずつ手作業で確認していくことが必要。また、地域の実情を個別に確認することでストーリーも把握できるのではないか。
- 名称は「重点維持SS」という中立的な表現で良いのか、あるいは、自治体が自分事として危機感を持てるような名前にした方が良い可能性もある。
- 絞り込むための基準は、過度に複雑にするのではなく、単純な条件にしても良いのではないか。
- 重点維持SSの選定基準は、豪雪地帯で除雪機用の軽油が欠かせない、あるいは、集落に繋がる道が1本で、ここが途絶すると燃料供給ができなくなるとの観点はあるが、ケースバイケースである。
- 基準を設定するにあたって、商圈を考えるだけでなく、（商圈の主たる構成要素である）人口以外のレイヤを重ねる必要があるのではないか。離島では、離島のレイヤを重ねているため様々な施策が打てる。中山間地域も、人口だけでなく、ある程度の地形要件を考慮することが必要なのではないか。例えば、農業を営むには燃料が必要だが、人口が密な地域は農業に適していないので、必然的にそうした商圈の人口は少なくなる。
- 「重点維持SS」（仮称）については、平時における社会的重要度や災害時を想定した場

合の必要性、行政による支援の必要性、将来的な脆弱性等、複数の目的が混在している。単純に指標を足し算して重要度を測るのではなく、それぞれの目的を明確にしたうえで指標づくりを検討する必要があるのではないか。その観点から、目的を明確にした結果、重点維持SSをそれぞれの目的に応じて、例えば「重点維持SS（防災）」のように、分かり易いネーミングにすることも一案ではないか。

- 指標の種類、特に定量的に判断できない指標が増えた場合、判定がやや複雑になり審査側の負担も増大する懸念がある。対象となるSS数が多くなる場合には、まずはスモールステップとして指標を絞り込んで進め、必要に応じて指標を追加・拡大していく方法もあるのではないか。

#### <SS過疎地支援の拡充・重点化>

- 個々の地域によって抱える課題は異なるので、自治体が主体的に関与できる仕組みとするべき。国が示すSSはあくまでも候補として、実際に取り組を進めるにあたっては、自治体が主体的に提案していくような国と自治体が両輪で進めていける仕組みにするべき。
- 自治体による燃料供給の支援が進まない理由として民業圧迫が挙げられているが、基本的には複数の事業者による競争が存在する地域において一つの事業者を支援することは競争を歪めることになるため、賛成しかねる。これまでに成功している事例を見ると、地域内にSSが一つしかなく、地域としてもそのSSを維持したい事例が多い。
- 競争法上も、最小最適規模の観点から、競争が生じ得ない、あるいは将来的に競争がなくなることが見込まれる場合は、独占となってもやむを得ないとの考え方は既に示されているところであり、本研究会においてもそうした観点から検討を進めることが可能。全員に支援をすることができないのであれば、地域の自治体として、どのSSを支援するか集中や重点化の観点を抜きに、議論することはできないのではないか。
- 「ガソリン価格・運営経費への支援」について、運営経費への支援はSSを維持するための支援である一方、離島におけるガソリン価格への支援は、輸送コストを賄うためにガソリン価格が高くなる負担を離島の消費者に転嫁されることを防ぐための補助であり、両者で補助目的が異なる。
- 郵便局は直営局の集約を進めており、その結果、これまで信書の仕分け等に使用されていた空間が空き部屋になっている郵便局も多くある。そうした郵便局にガソリンスタンドや灯油販売所を併設するスペース程度はあるかもしれない。郵便局の併設も同じ思想で、過疎地における複合拠点において、店舗に常時いる人材が、石油製品の販売にも充てることできれば、SSの運営費で多くを占める人件費をシェアすることができる。
- 総務省に「集落支援員制度」(地方自治体からの委嘱を受けた住民等が、集落の「目配り」として、巡回、状況把握を行うもの)があり、総務省が人件費の一部を補助する仕組み。集落支援員は、地域の見守りが行われ、非常時に役場に必要な情報を伝達する等、住民と行政の橋渡し役になることが期待され、そうした行政と住民生活の間の部分を埋めることが必要なのではないか。
- 防衛上重要な地域と過疎地が重なっている場合があるので、そこは国として支援することが大事。

- 解決手段として、金銭的な直接支援で解決するよりも、技術開発や規制緩和等、財政的負担を伴わない方法で解決できるのであれば、そのような方法の方が理解されやすい。
- 複合拠点化について、基本的に過疎地は石油製品の需要がないので、地域に元々ある、その他の需要も組み合わせ、どのように最低のコストで供給をするか重要。
- 支援をするにあたって、ある程度の基準は必要である。燃料販売に限定した運営では厳しくても、L P ガスや生活用品等も合わせて販売すると運営が安定する場合がある。S S を燃料供給するための施設として考えるのか、それとも、地域に必要なインフラ施設として活用することを考えるのか、その場合にどういった収益を多角化できる活用法があるかをしっかり議論した方が良い。
- S S の重点化はモデル事業等を行い、優良事例を横展開する形なのか、あるいは、恒常的な支援を行うための対象を選定することが目的なのか、どちらを考えるかで議論は変わる。
- エssenシャルサービスとの重ね掛けによる多角化について、例えばエネルギー、流通、小売、道の駅と公共サービスを一緒にしたようなサービス部門のコンビニが設置されれば、報道等で注目を集めるのではないか。

#### <官公需の取組>

- 随意契約により競争が全くなくなるのであれば、競争法の観点からは問題がある。また、地方自治法や会計法は一般競争入札が原則であり、その例外として指名競争入札があり、更なる例外として随意契約がある建付けになっている。そのため、最初から随意契約を推進することは、過去に随意契約で様々な問題が生じたことも踏まえると賛成できない。
- 他方で、一般競争入札が価格のみで評価されている点は課題であり、改める必要がある。一般競争入札において地域要件を設定するように、まずは一般競争入札において、何が工夫できるかを検討するべき。具体的には、災害時の給油先を明示して、給油できる事業者と契約する方法で災害時に対応できなかった場合は、ペナルティを課しても良い。本当に必要な場合であると説明がつく場合に随意契約とすることは法律上認められているが、最初から随意契約とすることは、現場の担当部署においても抵抗があるのではないか。

#### <大規模販売事業者の影響>

- 複数の事業者が競争している地域において、安く売っている方を規制する考え方は、コスト割れでない限り、競争法の観点からは賛成できない。ただし、安価に販売している事業者が災害対応をしないのであれば、通常時の競争が適正に機能していない可能性があるため、当該安売り事業者にも災害時の対応を義務付ける等、同じ土台で競争できるように対応するというのは一つの考えである。
- S S 過疎地の予備軍を生み出さない観点からは、過当競争のデメリットについて考えることも必要。

以上